

第一興商近畿 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 5年 3月31日までの3年

2. 内容

目標1 令和 5年 3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間120時間未満とする。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 現状把握している部署毎の所定外労働時間を検討
- 令和 2年 7月～ 所定外労働時間削減の社員への周知
- 令和 2年10月～ 所定外労働が発生している業務の改善・人員配置等を検討
- 令和 3年 4月～ 業務改善・人員配置変更及び所定外労働時間の中間検証
- 令和 4年 4月～ 所定外労働時間が月間20時間を超えないように業務内容等の調整・実施

目標2 年次有給休暇の取得率を70%以上にする

<対策>

- 令和 2年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 令和 2年 7月～ 有給休暇指定日・リフレッシュ休暇（有給休暇の連続使用）の検討と各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和 3年 4月～ 有給休暇推奨日・リフレッシュ休暇のテスト・検証
- 令和 4年 4月～ 有給休暇70%取得の実施